

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第936回）
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和3年1月20日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【保管場所及びアクセスルート】

- 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）の系統概要図は、有線及び無線により伝送することが明確になるよう、今後、審査資料を提出する際に適切に反映すること。
- 構内監視カメラ（ガスタービン発電機建物屋上）は、設置許可基準規則第56条（重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）に位置付けていることから、その対応手順を技術的能力1.13（重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等）において明確になるよう、今後、審査資料を提出する際に適切に反映すること。

【第6条 火山】

- 特になし

以上